

生駒市子育てサークル及び子育て支援ボランティア団体の登録及び支援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において子育てに取り組む子育てサークル及び子育て支援ボランティア団体(以下これらを「サークル等」という。)の登録及びその支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たすサークル等を登録することができる。

(1) 市内において子育て支援の増進と活動を目的とした自主的な活動及び運営を行う団体であって、次に掲げる行為を行わない団体であること。

ア 営利を目的とした行為又はこれに類する行為

イ 特定個人の精神的及び経済的支援を目的とする行為

ウ 公序良俗に反する行為

エ アからウまで項に掲げるもののほか、市長が適当でないとする行為

(2) サークル等の組織及び運営に関し、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア サークル等間の協調と地域住民との連携を図るとともに、地域に開かれた活動を行うこと。

イ サークル等の代表者が市内に住所を有していること。

ウ サークル等の構成員の過半数が市内に住所を有していること。

エ 子育てサークルにあつては、3組以上の3歳までの児童及びその保護者等で構成し、子育てに関連する活動及び地域活動を行うこと。

オ 子育て支援ボランティア団体にあつては、5名以上で構成し、かつ、子育てサークル又は本市が実施する子育て支援事業について協働する子育て支援及び地域活動を行うこと。

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要とする要件

(3) 登録を受けた場合において、育児サークルにあつては本市が開催する育児サークル間の交流を図る会議等に、子育て支援ボランティア団体にあつては本市が開催する在宅児支援に係る会議に参加すること。

(登録の申請)

第3条 登録を希望するサークル等は、生駒市子育てサークル・子育て支援ボランティア団体登録申請書(様式第1号)及び生駒市子育てサークル・子育て支援ボランティア団体会員名簿(様式第2号)を、市長に提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、子育て支援ボランティア団体にあつては、次の書類を

市長に提出することとする。

- (1) 活動内容を示す書類(事業計画書、事業報告書等)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録の通知)

第4条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、第2条に定める基準により、登録の可否を決定し、その結果を申請者に連絡するものとする。

(登録期間)

第5条 登録の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中で登録する場合にあっては、登録した日の属する年度の末日までとする。

(登録の更新及び登録事項の変更等の手続き)

第6条 登録を受けたサークル等(以下「登録サークル等」という。)は、引き続き登録を受けようとするときは、登録を受けようとする年度の当初に第3条に定める書類を市長に提出するものとする。

2 登録サークル等は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(登録の停止又は抹消)

第7条 市長は、登録サークル等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録サークル等の登録を停止し、又は抹消することができる。

- (1) 登録申請の内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 第2条に定める基準に該当しなくなったとき。
- (3) 施設の不適切な使用を行ったとき。
- (4) 活動の実績が認められないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

(登録サークル等に対する支援)

第8条 市長は登録サークル等に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 登録サークル等が、子育て支援の活動場所として、あらかじめ子育て支援総合センター所長が指定した時間帯において指定した場所を利用すること。
- (2) 登録サークル等が行う広く市民に向けた子育て支援事業に関する情報発信に協力すること。
- (3) 本市が発行する機関紙、ホームページ等で登録サークル等の登録事項を公開すること。

- (4) 市民や公共機関から問い合わせがあった場合において、登録サークル等の登録事項を提供すること。
- (5) 登録サークル等の運営に関する相談及び助言をすること。
- (6) 本市の子育て支援に関する資料及び情報の提供に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、登録サークル等の支援及び育成に関し市長が必要と認める支援

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

生駒市子育てサークル・子育て支援ボランティア団体登録申請書

生駒市子育てサークル及び子育て支援団体の登録及び支援に関する要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

サークル等の区分		子育てサークル・子育て支援ボランティア団体	公開事項
ふりがな			

名 称			
代表者	ふりがな		

	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	F A X 番号		
メールアドレス			
会 員 数		人 (うち市内在住者 人)	
主な活動地域・場所			
主な活動内容			
主な活動日時 (第○週、○曜日など)			
対象年齢		ない ・ ある ()	
ホームページ掲載について 子育てサークルや子育て支援ボランティア団体の活動を市民にお知らせするためのものです。お問い合わせについては、子育て支援総合センターで受け、必要に応じて各サークル等に連絡することもできます。			受付
抹消	年 月 日	該当事由：第 7 条第 号	決裁

※添付書類 (子育て支援ボランティア団体のみ)

活動内容を示す書類 (事業計画書、事業報告書等)

